

- (1) 実費徴収額（副食材料費が分かるもの）に係る領収書の写し
- (2) 課税証明書など市町村民税所得割額が分かるもの（前年1月1日時点で島本町内にお住まいの方は不要）
- ・申請月が4月分～8月分を含む場合…前年1月1日時点で島本町外にお住まいであった方
 - ・申請月が9月分～3月分を含む場合…今年1月1日時点で島本町外にお住まいであった方
- ※課税証明書などは、当時お住まいであった市区町村で発行されます。